

令和2年度
学校いじめ防止基本方針



伊勢崎市立宮郷小学校

1 いじめとは

■いじめの定義

＝ 文部科学省の定義（平成 25 年度～）

いじめ防止対策推進法の施行を受けて

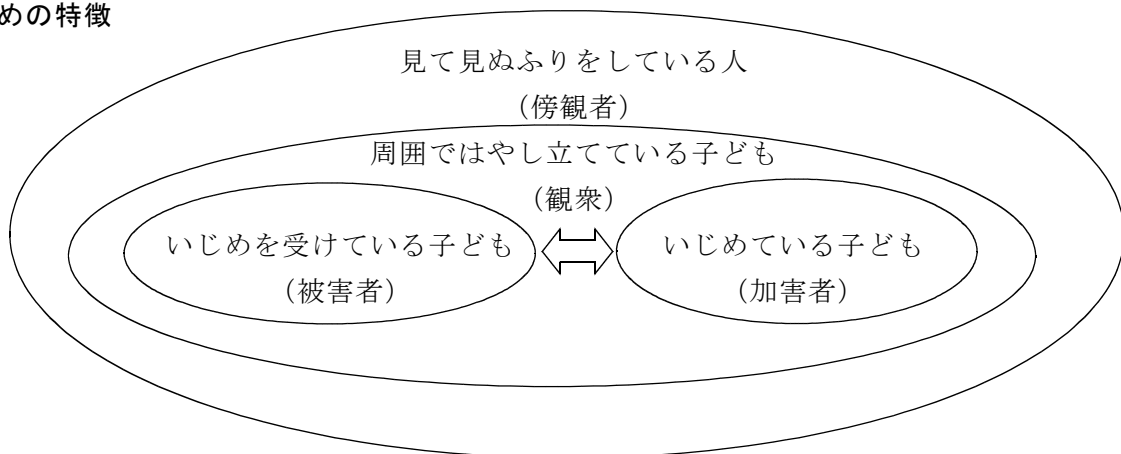
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

2 いじめ問題についての基本認識

- 「いじめは決して許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為である

■いじめの特徴



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、いじめを助長していることになる。
被害者と加害者が逆転する場合もある。

■いじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 …など

■いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、チクった（告げ口した）としてさらにいじめられることへの不安などから、いじめられている事実を言わないことが多い。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・自分に原因があるのではないかと自分を責め、自分の存在を否定する心情に陥ることがある。
- ・ストレスの解消を他の子に向けてしまうことがある。

■いじている子どもの気持ち

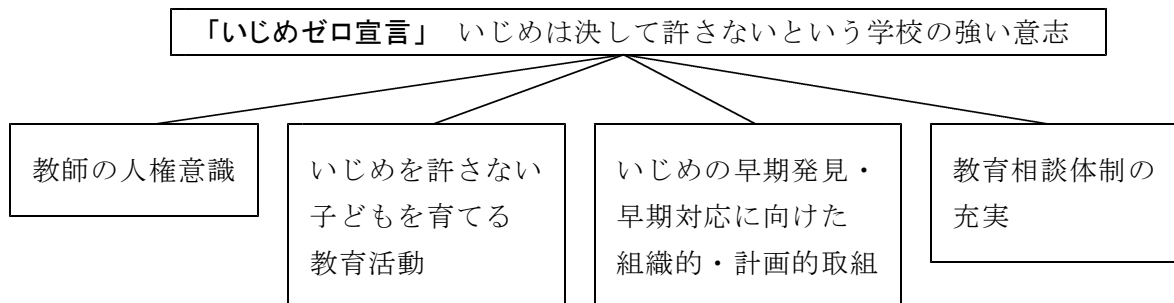
- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかい、いたずらなどの遊び感覚でいじめる。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があるなどと考えていることがある。

■いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どもがストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことによりいじめが発生する。

3 いじめの未然防止のために

■いじめを許さない学校体制



■いじめを許さない子どもを育てる

あらゆる教育活動を通して、子どもたちの人権意識や規範意識を高めるとともに、自己肯定感を醸成し、自他を思いやり、豊かな人間関係を築いていけるような子どもたちを育てる。

○学級経営の充実

- ・教師の子どもに対する受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
- ・子どもの自発的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通しての子どもたちの学び合いを保障する。

○道徳

- ・「いじめ」を題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。特に、かけがえのない命の大切さの授業は、年2回以上実施する。

○学級活動

- ・「いじめ」を題材として取り上げ、いじめの予防や解決の手立てについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラム等を活用し、学級内のコミュニケーションを活性化させる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を活用し、人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方について学習する。

○学校行事

- ・達成感と人間関係の深まりが得られる行事の工夫に努める。

○児童会活動

- ・「いじめを許さない集会」等の活動の工夫に努め、子どもたちが自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるようにする。

4 いじめの早期発見のために

■いじめを発見する手立て

○教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・日記や作文、チャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談を通して、気になる様子に目を配る。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して、子どもに関わることにより発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレの様子を見たりして気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内の巡回を計画的に行う。

○アンケート調査

- ・「なかよしアンケート」を毎月第3月曜日の週内に実施し、問題がある場合は直ちに教育相談を行い、実態把握を行うとともに、学年主任や生徒指導主任、管理職と連絡を取り合う。アンケートの記録は各担任が保管しておく。

○教育相談を通じた把握

- ・年2回の教育相談や希望による面談体制を整えておく。
- ・面談の方法や結果について、スクールカウンセラー等から助言を得る。

○学級内の人間関係を客観的に捉える

- ・学級内で人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展することもあることを踏まえるとともに、担任の思い込みを避けるためにも、教師間の情報交換、Q U調査等による実態把握に努める。

■いじめを訴えることの意義と手段の周知

○日頃から、いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを指導する。

○学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知しておく。

- ・「担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと」を周知する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談の申し込み方法を周知する。
- ・外部機関等への相談の申し込み方法を周知する。

■保護者や地域からの情報提供

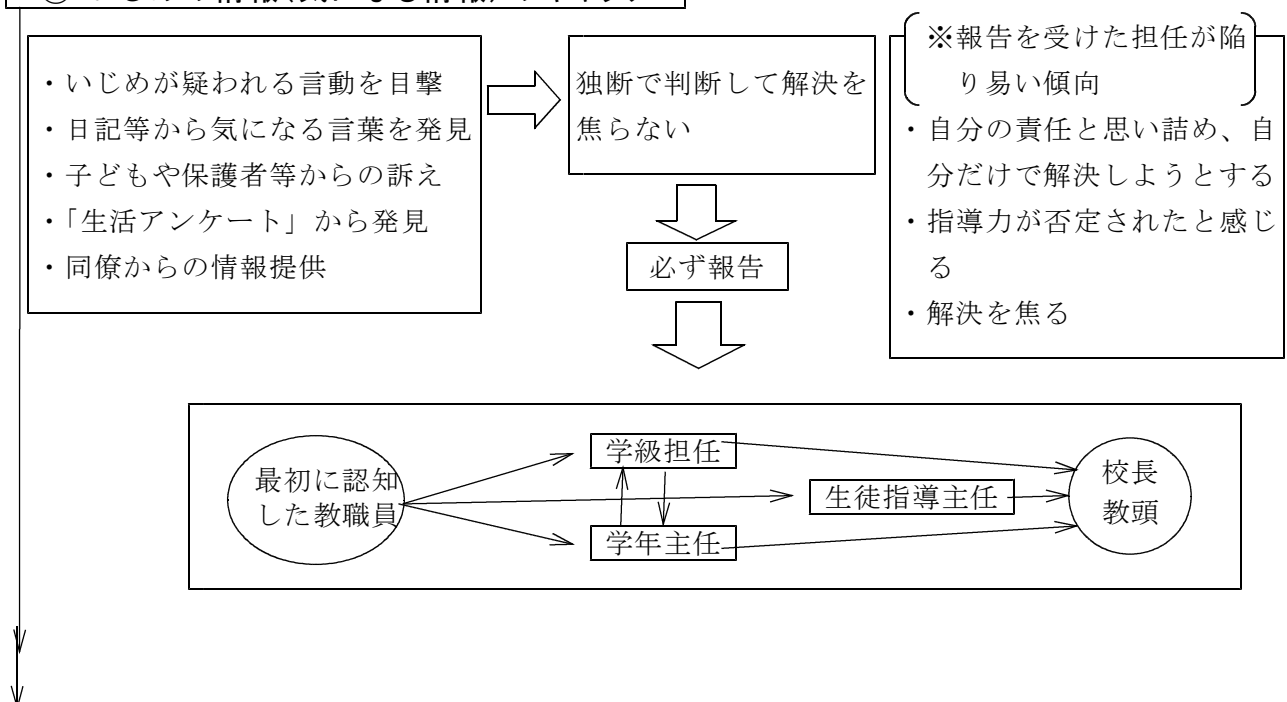
○年度当初の校長による「いじめのない学校づくり」について保護者や地域の学校関係者へ周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者や地域の方からの訴えに耳を傾ける。

○保護者が、子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

5 いじめの発見から解決まで

■発見から指導、組織的対応の展開

① いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



② 対応チームの編成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

③ 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

(2) 対応方針

- ・ 緊急度の確認 自殺、不登校、脅迫、暴行 等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 被害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の子どもと全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

④ 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者 の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。

〈事情聴取の段階ではしないこと〉

- ▲いじめられている子どもといじめをしている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、直ぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の子どもへの指導

(1) 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止められるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後のつきあい方など行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察等】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友達との関係づくりを支援する。

(2) 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等は許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平や不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘因となった集団規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向へ向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として、子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡は避けること依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(保護者の不信をかう対応)

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の再確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

- ・指導の過程と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて、事実確認と、学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(保護者の不信をかう対応)

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方策等を明らかにしておく。

■ 関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生したときの連携プレーをよいにする。

| 連携を必要とする状況 | 関係機関 |
|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。 | 伊勢崎市教育委員会 県教育委員会・教育事務所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法や解決方法について相談したい。 ・子どもや保護者への対応方法を相談したい。 | いじめ対策室（県総合教育センター） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件が発生している。 | 児童相談所、警察 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。 | 医療機関 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。 | 児童相談所 |

なかよしアンケート

()年 なまえ()

☆ 今月に入ってから、次つぎのようなことがありますか。
自分の行動こうどうや自分の気持ちきもちをよく考え、はい・いいえのどちらかを
○でかこみましょう。

☆ はいえらを選んだ人は、ぐたいてきの中に具体的に書いてください。

1. 今、あなたは学校がっこうが楽しいですか。(いいえでも、理由りゆうをかいてね)

はい

どのようなこと

いいえ

2. 休み時間ほつかごや放課後、いっしょに遊ぶ友だちがいますか。

はい

だれと

いいえ

3. 友だちからいやなことを言われたり、されたりしていますか。

はい

だれから・どのようなこと

いいえ

4. 友だちがいやなことを言われたり、されたりしているのを見たことがありますか。

はい

だれが・だれに・どのようなこと

いいえ

5. 友だちにいやなことを言ったり、したりしていますか。

はい

だれに・どのようなこと

いいえ

6. 他に、困こまっていることや悩なやんでいることはありますか。

はい

どのようなこと

いいえ

7. 困こまっていることや悩なやんでいることを相談そうだんする人がいますか。

はい

だれに

いいえ

※うらがわにつづきます。

自分で、あてはまるところに○をつけましょう。

8. あいさつをすすんでできていますか。

- ・すすんでできている
- ・どちらかといえぼできている
- ・どちらかといえぼできていない
- ・できていない

9. ろうかやかいだんの、みぎがわある右側を歩いて使えていますか。

- ・すすんでできている
- ・どちらかといえぼできている
- ・どちらかといえぼできていない
- ・できていない

10. 自分の机やロッカーのせいりせいとんができていますか。

- ・すすんでできている
- ・どちらかといえぼできている
- ・どちらかといえぼできていない
- ・できていない

11. げたばこ下駄箱のくつやうわばきを、そろえていますか。

- ・すすんでできている
- ・どちらかといえぼできている
- ・どちらかといえぼできていない
- ・できていない